三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正関係

1　特別児童扶養手当等の支給制限に係る所得基準額の算定において、一の1に準じた改正を行うこととした。（第二条第一項及び第七条関係）

2　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給制限に係る所得の額の計算方法について、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の地方税法に規定する同一生計配偶者に係る控除を受けているときに、所得の額から当該控除の額を控除することとした。（第八条第三項及び第一二条第四項関係）

四　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

国民年金法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国民年金法の規定による母子福祉年金又は準母子福祉年金から裁定替えされた遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給停止に係る所得基準額の算定について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第四六条第四項及び第五項並びに第五二条第一項関係）

五　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

特別障害給付金の支給制限に係る所得基準額の算定について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第二条第一項関係）

六　施行期日等

1　一から五までの適用時期について、所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

2　この政令は、平成三〇年一月一日から施行することとした。ただし、三の2は、平成三一年一月一日から施行することとした。

政令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十三号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

附則第十四条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）

附則第十四条第一項に次の一号を加える。

六十六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）

附　則

この政令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成三十年一月一日）から施行する。ただし、附則第十四条第一項に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産大臣　齋藤　健

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十四号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の三第一項、第九十条の二第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第九十条の三第一項第一号、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第六条並びに第二十条及び第二十三条（これらの規定を同法第二十六条の五及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第六十六条第三項及び第四項並びに昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第一項中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下同じ。）」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

第六条の八の二から第六条の九の二までの規定中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第二条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項の表一人の項中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同表二人以上の項、同条第二項の表法第九条第一項に規定する扶養親族等又は児童があるときの項及び同条第三項中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下この項及び第七条において同じ。）」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

第七条中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第八条第三項及び第十二条第四項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第四項中「同項」を「同条第一項中「控除対象配偶者」とあるのは、「同一生計配偶者」として、同条第三項」に改め、同条第五項中「同項」を「同条第一項中「控除対象配偶者」とあるのは、「同一生計配偶者」として、同条第四項」に改める。